

令和5年2月8日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
なのはな農業協同組合 行動計画

女性の管理職を増やし、仕事と家庭の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1:管理職の女性を現員の3人から5人に増加させる。

〈取組内容〉

毎年2月・8月 能力・勤務態度・実績などによる定性評価と目標管理制度を取り入れ、基本的には最低年2回、定年退職者を伴うような人事異動の際に、達成度による定量評価も考慮して透明性の高い人事考課を実施する。

毎年6月 今年度のコンプライアンス・プログラムにおいて計画している職員全体研修会の中で別途、管理職を目指すような女性職員を対象に、他JA・企業等で活躍している女性の実例等を紹介することにより啓発し、併せて管理職に必要とされる能力要件等を明らかにする。

目標2:労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を7日以上とする。

〈取組内容〉

毎年3月 昨年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。
今年度の連続職場離脱実施方法を休暇付与とし、離脱期間中の5営業日については年次有給休暇5日を取得させる。そのために「連続職場離脱実施計画書」を徴求する。

毎年 7/8月・1/2月 年2回、年次有給休暇取得の一環として土・日をはさむ4日間(2営業日を含む)を連続休暇とする指示文書を全事業所へ発送し、「連続休暇取得予定表」を提出させる。

女性の活躍の現状に関する情報公表

令和5年2月8日 現在

1. 管理職に占める女性の割合 : 約 6.4%
2. 令和3年度(令和3年3月1日～令和4年2月28日)全体に占める年次有給休暇5日以上取得者の割合 : 約 99.5%

掲載日 令和5年2月13日